

困ったことや悩みを解決するために、いっしょに考えます！
みなさんが相談できるので、迷わず電話してね！



- 香川県教育センター：学校・友達の相談
子ども電話相談 087-813-3119
毎日 9:00-21:00
- 24時間いじめ電話相談 毎日 24時間
087-813-1620
- 丸亀市少年育成センター：学校・友達の相談
フリーダイヤル 0120-734970
月 - 金 8:30-17:00
※年末年始・祝日除く
- 香川いのちの電話 毎日 24時間
：自殺予防・様々な悩み相談
(社会福祉法人香川いのちの電話協会)
電話相談 087-833-7830
FAX相談 087-861-4343
- 香川県精神保健福祉センター：こころの相談
087-833-5560
月 - 金 9:00-16:30
※年末年始・祝日除く
- 香川県警察中讃少年サポートセンター
：非行・友達・家族関係のトラブルの相談
電話相談 0877-33-3015
(少年相談専用)
月 - 金 9:00-17:00
※年末年始・祝日除く
- 香川県西部子ども相談センター (児童相談所)
：家庭の相談
0877-24-3173
月 - 金 8:30-17:15
※年末年始・祝日除く
※虐待などの相談はいつでも

- 児童相談所虐待対応ダイヤル 毎日 24時間
：家庭の相談
フリーダイヤル 189
- 児童相談所相談専用ダイヤル：家庭の相談
フリーダイヤル 0120-189-783
※近くの児童相談所につながります。
- 親子のための相談 LINE (こども家庭庁)
：家庭の相談 
- 【香川県】月 - 金 15:00-20:00
※年末年始・祝日除く
- よりそいホットライン：なやみ 毎日 24時間
電話相談 フリーダイヤル 0120-279-338
FAX相談 フリーダイヤル 0120-773-776
※外国語対応ができます。
- 子供 SOS ダイヤル (文部科学省)：いじめ他 毎日 24時間
電話相談 フリーダイヤル 0120-0-78310
- 子どもの人権110番 (法務省)
電話相談 フリーダイヤル 0120-007-110
メール相談▶  外国語 
対応
- 月 - 金 8:30-17:15 ※年末年始・祝日除く
- チャイルドライン
電話相談 フリーダイヤル 0120-99-7777
(子ども専用)
毎日 16:00-21:00 ※年末年始除く
チャット HP からアクセスしてください。
<https://childline.or.jp/chat>
※チャットをする場合は、HP 内のカレンダーを確認してください。

丸亀市子ども条例



(条例前文より抜粋)

全ての子どもは未来の希望であり、私たちのまちのかけがえのない宝です。
丸亀市の全ての子ども・宝を輝かせるための環境を整えることは、丸亀市全体で取り組む最重要の課題です。
そこで、私たちは、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を尊重し、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりを一層取り組みます。
子どもは、子どもの権利を学ぶことによって、自分の権利だけでなく、他の人にも権利があることを学びます。そこから、自分を大切にできる心、他者への思いやり、規範意識等を育み、様々な責任を果たすことができる大人へ成長していくことが、私たちの願いです。
そのため、大人は、子どもの模範として行動するとともに、積極的な対話を通じて、お互いに触れ合いを深め、それぞれの役割と責任を自覚し、協働することによって、子どもたちへの支援とその環境の充実に努めていきます。
全ての子どもたちが、主体的な一人の人間として、創造性や自尊心を持ち、他者への配慮やふるさとへの愛着を持って、健やかに育つ丸亀市の実現をここに決意し、この条例を制定します。

子どもの権利

子どもたちが健やかに育つまち丸亀

- 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約にのっとり、一人一人が大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができる。(第4条第1項)
 - ・すべての子どもは、子ども自身や家族のことなど、どんな理由でも差別されません。平等に権利をもっています。
 - ・子どもに関係のあることを行うときには、子どもに最もよいことは何かを第一に考えなければなりません。
 - ・すべての子どもは、生きる権利をもっています。命が守られ、大切に育てられます。
 - ・子どもが暴力をふるわれたり、ひどい扱いを受けたりすることはありません。
 - ・子どもには、自分の良いところをのびしていくために教育を受ける権利があります。
- 子どもは、年齢及び成長に応じ、まちづくりに参加することができる。(第4条第2項)
 - ・子どもは、自分に関係のあることについて意見を言い、地域や社会の中で様々な活動に参加する権利があります。
 - ・子どもは、色々な情報や考えを伝える権利や知る権利をもっています。
 - ・プライバシーや名誉は守られます。
- 子どもは、自分が大切にされると同様に他者を大切にすものとする。(第4条第3項)
 - ・教育を受けることで、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなと仲良くすること、地球の自然の大切さなどを学びます。
 - ・お互いに権利を持っているので、みんなの権利を侵害しないように自分の権利を使います。



※この条例で「子ども」とは、18歳未満の人のことをいいます。

子ども自身の成長を大切に

子どもを取り巻く環境が大きく変わるなかで、子どもが健やかに成長していくためには、大人が子どもを守り育てる「子育て」だけでなく、子どもが自分の力で考え、行動し、経験を通して成長する「育ち」を支えることも必要です。

大人は、子どもの権利を尊重し、支え守るだけでなく、子どもが社会の一員として成長していくことを社会全体で支える役割を担っています。

子どもを支える大人の役割

家庭

子どもの成長に第一の責任をもち、子どもの育ちを支えます

学校等

子どもの学びを支え、他者を尊重する心や社会性を育てる支援をします

地域

子どもを見守り、子どもが地域の一員として地域活動に参加する機会を作ります

事業者

保護者が仕事と子育てを両立しやすい環境づくりや子どもの育成活動に協力します

市

家庭、学校等、地域及び事業者と連携し、子どもの育成に関する取組を子どもの意見を反映しながら実施します

権利が侵害されたら

子どもには、様々な権利があります。誰もこの権利を侵害してはいけません。

自分の権利が守られていないと感じたら、誰でも相談や援助を求めることができます。

- 困ったことや不安なこと、悩みがあれば、家族や先生、スクールカウンセラー、友達など、身近な人に相談しよう。
- 身近な人に相談しにくいときは、裏面の相談窓口にご相談しよう。

丸亀市子ども条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関する基本理念や子どもの権利について定め、まち全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを整えるため、家庭、学校等、地域、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、全ての子どもが家庭及び地域から愛され、心豊かに生まれながら健やかに成長していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住する者、市内学校等に在籍する者又は市内に勤務場所を有する者で、満18歳未満のものをいう。
- (2) 学校等 子どもが通学、通園等をする学校及び児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- (2) 大人は、子どもを温かく見守り、日常的な関わりを大切に、子どもが主体的に考え、行動していく力を育てるようにすること。
- (3) 家庭、学校等、地域、事業者及び市は、互いに協働して子どもの育成に係る取組を行うとともに、その環境を整備すること。

(子どもの権利等)

- 第4条 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約にのっとり、一人一人が大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができる。
- 2 子どもは、年齢及び成長に応じ、まちづくりに参加することができる。
- 3 子どもは、自分が大切にされると同様に他者を大

切にするものとする。

(家庭の役割)

第5条 家庭は、子どもの成長に第一義的な責任を有することを自覚し、子どもが安らぎ、自分が愛され大切にされていると実感できる場となるよう努めるものとする。

2 家庭は、子どもが基本的な生活習慣や社会のきまりを身に付けることができるように環境を整え、その育ちの支えとなるよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、子どもが自ら考える力、創造力等を身に付けることができるように環境を整え、年齢及び成長に応じ、その育ちの支えとなるよう努めるものとする。

2 学校等は、子どもが集団の中で、互いに支え合いながら自分の可能性を發揮し、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を育てるよう努めるものとする。

(地域の役割)

第7条 地域の人々は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めるものとする。

2 地域の人々は、相互に連携協力し、子どもが地域の一員として地域の行事や活動に参加し、地域の自然や文化に触れる機会を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、職場において保護者が安心して仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに努めるものとする。

2 事業者は、学校等、地域及び市が行う子どもの育成に関する活動に協力するものとする。

(市の役割)

第9条 市は、家庭、学校等、地域及び事業者との連携に努め、子どもの育成に関する様々な取組を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、子どもの視点や意見を反映させた取組の推進に努めなければならない。

3 市は、この条例が目指すものや内容を子どもにも大人にも分かりやすく広めるよう努めなければならない。

(相談体制)

第10条 市は、子どもからの相談及び家庭や地域からの子どもの育成に関する相談に対し、関係機関と連携して相談体制の充実を努めるものとする。

(推進計画)

第11条 市は、子どもの育成に係る取組を総合的に推進するための基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、推進計画を策定するときは、市民等から広く意見を求め、その反映に努めるものとする。

3 市は、推進計画を策定したときは、分かりやすく公表するものとする。

※「丸亀市子ども条例」の全文は、丸亀市役所1階情報コーナーで閲覧できるほか、丸亀市ホームページ <https://www.city.marugame.jp> でもご覧いただけます。